

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止
 - 生活保護法による医療機関の指定 (二件)
 - 土地改良事業の変更計画の決定
 - 土地改良法による換地計画の決定
 - 土地改良事業計画の適否の決定
 - 土地改良事業の認可 (四件)
 - 土地改良法による換地計画の適否の決定 (三件)
 - 入会林野整備計画の適否の決定
 - 保安林予定森林
 - 解除予定の保安林 (三件)
 - 基本測量の終了 (二件)
 - 開発行為に関する工事の完了 (三件)
- ◇教委告示
教育委員会の招集

告 示

◇正 誤

昭和五十四年十二月十一日付鳥取県公報号外第四十七号
中訂正

鳥取県告示第三十号

生活保護法施行規則 (昭和二十五年厚生省令第二十一号) 第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
岡本歯科医院	米子市加茂町二丁目二六	昭和五十四年十一月三十日

鳥取県告示第三十一号

生活保護法 (昭和二十五年法律第四百四十四号) 第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則 (昭和二十

五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十五年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岡本歯科医院	米子市加茂町一丁目三六	昭和五十四年十二月一日
米沢薬局	八頭郡河原町長瀬四五―一四	昭和五十四年十二月十八日

鳥取県告示第三十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十五年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
上後藤薬局	米子市上後藤二二四―一	昭和五十四年十二月二十五日

鳥取県告示第三十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良(大山地区ほ場整備)事業の変更計画を定め、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年一月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場及び淀江町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第三十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき、会見地区第六工区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年一月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第三十五号

昭和五十四年五月十四日付けで八東町から申請のあつた土地改良(稗谷地区農地造成)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年一月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

八東町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十六号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良(中田地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年一月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三十七号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良(志津地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年一月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三十八号

日野町から申請のあつた町営土地改良(漆原地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年一月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三十九号

日吉津村から申請のあつた村営土地改良(樽屋地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年一月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四十号

昭和五十四年十二月十三日付けで若桜町及び八東町から申請のあつた高野地区の換地計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年一月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

若桜町役場及び八東町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十一号

昭和五十四年十二月十二日付けで鳥取市から申請のあつた桂見地区第二工区の換地計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法

第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和五十五年一月十七日から二十日間

- 三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十二号

昭和五十四年十二月十二日付けで鳥取市から申請のあつた桂見地区第一工区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和五十五年一月十七日から二十日間

- 三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十三号

東伯郡東伯町大字福永二四四番地の一福永入会林野整備組合代表者山本必明から申請のあつた福永入会林野整備計画については、昭和五十五年一月九日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に關する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類

福永入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年一月十七日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第四十四号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林予定森林の所在場所

西伯郡大山町大字大山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市和田町字上灘屋敷東三六一〇の九

（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字西字塚字北谷南谷七五七の三、七五七の四、七五七の二三、七五七の八一、大字口字波字大ヶ谷五五一の一、五五二の二(以上六筆について、次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的
水源のかん養

(三) 解除の理由
道路用地とするため

(二) 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字口字波字ヒル澄五六四の一(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

(三) 解除の理由
道路用地とするため

(三) 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字口字波字大ヶ谷五五三の一、字ヒル澄五六二の一、五六三の一(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

(三) 解除の理由
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字雨滝字十五八五五の三から八五五の一〇まで

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第四十八号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量(精密測地網一次基準点測量)

二 作業地域

米子市、倉吉市、鳥取市、境港市、日南町、日野町、江府町、溝口町、北条町、赤碓町、関金町、三朝町、羽合町、東郷町、西伯町、名和町、中山町、大山町、淀江町、岸本町、会見町、若桜町、河原町、八東町、用瀬町、智頭町、郡家町、船岡町、佐治村、岩美町、国府町、福部村、青谷町及び鹿野町

三 終了年月日

昭和五十四年十一月三十日

鳥取県告示第四十九号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量（一等地磁気測量）

二 作業地域

三朝町

三 終了年月日

昭和五十四年十二月二十日

鳥取県告示第五十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十二年四月二十六日鳥取県指令受都計第六百五十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市布勢字村土居及び字真崎西分

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市行徳は三七一番地一

大和鉱油有限会社

代表取締役 田 中 三 郎

鳥取県告示第五十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年六月九日鳥取県指令受都計第百六十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市安長字上赤田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八頭郡河原町大字渡一木二八七番地一四

有限会社 河原モーターズ

代表取締役 谷 口 顕 樹

鳥取県告示第五十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年十二月十七日鳥取県指令受都計第三百七十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市賀露町字上浜

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市片原四丁目二一二番地

武 田 整 二

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第一号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十五年一月十六日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

一日時 昭和五十五年一月十六日(水)午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室

三 議題 1 市町村教育委員会教育長の承認について

2 その他

正 誤

昭和五十四年十二月十一日付鳥取県公報号外第四十七号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

一 上 終わり 鳥取県指定代理金融機関 鳥取県収納代理金融機関
から八

二 下 一 第二号 第三号